

会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型（計算書類及び連結計算書類）新旧対照表

新	旧
<p>会社法施行規則及び会社計算規則による 株式会社の各種書類のひな型</p> <p style="text-align: right;"><u>2010年12月17日</u> (社)日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会</p> <p>【本ひな型の適用時期】</p> <p>本ひな型の適用時期は、以下のとおり作成書類ごとに異なる。</p> <p>1. 事業報告及びその附属明細書 2009（平成21）年4月1日以後に事業年度の末日を迎える場合の事業年度に関する事業報告及びその附属明細書から適用する。</p> <p>2. 株主総会参考書類 2009（平成21）年4月1日以後に事業年度の末日を迎える場合の事業年度に関する定時株主総会に係る株主総会参考書類から適用する。</p> <p>3. 計算書類 計算書類に関するひな型については、書類や項目ごとに適用時期が異なることがあるため、注意が必要である。具体的には各項目における「記載上の注意」を参照されたい。</p>	<p>会社法施行規則及び会社計算規則による 株式会社の各種書類のひな型</p> <p style="text-align: right;"><u>2009年12月28日</u> (社)日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会</p> <p>【本ひな型の適用時期】</p> <p>本ひな型の適用時期は、以下のとおり作成書類ごとに異なる。</p> <p>1. 事業報告及びその附属明細書 2009（平成21）年4月1日以後に事業年度の末日を迎える場合の事業年度に関する事業報告及びその附属明細書から適用する。</p> <p>2. 株主総会参考書類 2009（平成21）年4月1日以後に事業年度の末日を迎える場合の事業年度に関する定時株主総会に係る株主総会参考書類から適用する。</p> <p>3. 計算書類 計算書類に関するひな型については、書類や項目ごとに適用時期が異なることがあるため、注意が必要である。具体的には各項目における「記載上の注意」を参照されたい。 <u>なお、「金融商品に関する注記」及び「賃貸等不動産に関する注記」は、原則として、2010（平成22）年3月31日前に終了する事業年度に係る計算関係書類については適用されないが、早期適用することは可能である点に特に注意されたい（「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）附則第8条第3項）。</u></p>

Ⅲ 計算書類

第1 貸借対照表

(記載上の注意)

- (1) 新株式申込証拠金あるいは自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記する。
 - (2) ファイナンス・リース取引の貸主側の場合には、リース債権、リース投資資産により表示する。
 - (3) 「棚卸資産」として一括表示し、その内訳を示す科目及び金額を注記することも考えられる。
 - (4) 資産除去債務については、1年以内に履行されると認められるものは、流動負債において資産除去債務により表示し、それ以外のものは、固定負債において資産除去債務により表示する。
 - (5) 工事損失引当金の残高は、貸借対照表に流動負債として計上する。ただし、同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を棚卸資産または工事損失引当金として流動資産または流動負債に表示することができる。
 - (6) 資産除去債務に係る規定は、平成22年4月1日前に開始する事業年度に係る計算関係書類については適用されない。ただし、早期適用は可能である(「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年法務省令第7号)附則第8条第1項)。
- (削除)

第4 個別注記表

2-1. 資産の評価基準及び評価方法

(削除)

Ⅲ 計算書類

第1 貸借対照表

(記載上の注意)

- (1) 新株式申込証拠金あるいは自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記する。
- (2) ファイナンス・リース取引の貸主側の場合には、リース債権、リース投資資産により表示する。
- (3) 「棚卸資産」として一括表示し、その内訳を示す科目及び金額を注記することも考えられる。
- (4) 資産除去債務については、1年以内に履行されると認められるものは、流動負債において資産除去債務により表示し、それ以外のものは、固定負債において資産除去債務により表示する。
- (5) 工事損失引当金の残高は、貸借対照表に流動負債として計上する。ただし、同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を棚卸資産または工事損失引当金として流動資産または流動負債に表示することができる。
- (6) 資産除去債務に係る規定は、平成22年4月1日前に開始する事業年度に係る計算関係書類については適用されない。ただし、早期適用は可能である(「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年法務省令第7号)附則第8条第1項)。
- (7) 工事契約及び工事損失引当金に係る規定は、平成21年4月1日前に開始する事業年度に係る計算関係書類については適用されない。ただし、早期適用は可能である(「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年法務省令第7号)附則第8条第2項)。

第4 個別注記表

2-1. 資産の評価基準及び評価方法

(記載上の注意)

企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」は、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されている(ただし、平成20年3月31日以前に開始する事業年度から適用することができる。)。決算期と適用時期の関係から、当該会計基準を適用しておらず、従来 of 会計処理方法を採用している場合には、以下のように記載することが考えられる。

通常の販売目的で保有する棚卸資産
製品、原材料、仕掛品……移動平均法による低価法
貯蔵品……最終仕入原価法

2-2. 固定資産の減価償却の方法

(記載上の注意)

- (1) 有形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられる。この場合には、以下のような記載を追加することが考えられる。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	○年～○年
構築物	○年～○年
機械装置	○年～○年
車両運搬具	○年～○年
工具器具備品	○年～○年

- (2) 無形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられる。この場合には、以下のような記載を追加することが考えられる。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	○年～○年
のれん	○年～○年

(削除)

- (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主側）について、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引で、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」第79項に基づいて、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用する場合には、その旨及び「リース取引に係る会計基準」で必要とされていた事項を注記するとされているので、以下の記載を追加することが考えられる。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

2-2. 固定資産の減価償却の方法

(記載上の注意)

- (1) 有形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられる。この場合には、以下のような記載を追加することが考えられる。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	○年～○年
構築物	○年～○年
機械装置	○年～○年
車両運搬具	○年～○年
工具器具備品	○年～○年

- (2) 無形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられる。この場合には、以下のような記載を追加することが考えられる。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	○年～○年
のれん	○年～○年

- (3) 決算期と適用時期の関係から、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」を適用していない場合には、[記載例]の「(3) リース資産」に関する記載を行わない。

- (4) 所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主側）について、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引で、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」第79項に基づいて、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用する場合には、その旨及び「リース取引に係る会計基準」で必要とされていた事項を注記するとされているので、以下の記載を追加することが考えられる。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

IV 連結計算書類

第1 連結貸借対照表

[記載例]

連結貸借対照表
(平成〇年〇月〇日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	×××	流動負債	×××
現金及び預金	×××	支払手形及び買掛金	×××
受取手形及び売掛金	×××	短期借入金	×××
有価証券	×××	リース債務	×××
商品及び製品	×××	未払金	×××
仕掛品	×××	未払法人税等	×××
原材料及び貯蔵品	×××	繰延税金負債	×××
繰延税金資産	×××	〇〇引当金	×××
その他	×××	その他	×××
貸倒引当金	△ ×××	固定負債	×××
固定資産		社債	×××
有形固定資産	×××	長期借入金	×××
建物及び構築物	×××	リース債務	×××
機械装置及び運搬具	×××	〇〇引当金	×××
土地	×××	その他	×××
リース資産	×××	負債合計	×××
建設仮勘定	×××	(純資産の部)	
その他	×××	株主資本	×××
無形固定資産	×××	資本金	×××
ソフトウェア	×××	資本剰余金	×××
リース資産	×××	利益剰余金	×××
のれん	×××	自己株式	△ ×××
その他	×××	その他の包括利益累計額	×××
投資その他の資産	×××	その他有価証券評価差額金	×××
投資有価証券	×××	繰延ヘッジ損益	×××
繰延税金資産	×××	土地再評価差額金	×××
その他	×××	為替換算調整勘定	×××
貸倒引当金	△ ×××	新株予約権	×××
繰延資産	×××	少数株主持分	×××
社債発行費	×××	純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

IV 連結計算書類

第1 連結貸借対照表

[記載例]

連結貸借対照表
(平成〇年〇月〇日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	×××	流動負債	×××
現金及び預金	×××	支払手形及び買掛金	×××
受取手形及び売掛金	×××	短期借入金	×××
有価証券	×××	リース債務	×××
商品及び製品	×××	未払金	×××
仕掛品	×××	未払法人税等	×××
原材料及び貯蔵品	×××	繰延税金負債	×××
繰延税金資産	×××	〇〇引当金	×××
その他	×××	その他	×××
貸倒引当金	△ ×××	固定負債	×××
固定資産		社債	×××
有形固定資産	×××	長期借入金	×××
建物及び構築物	×××	リース債務	×××
機械装置及び運搬具	×××	〇〇引当金	×××
土地	×××	その他	×××
リース資産	×××	負債合計	×××
建設仮勘定	×××	(純資産の部)	
その他	×××	株主資本	×××
無形固定資産	×××	資本金	×××
ソフトウェア	×××	資本剰余金	×××
リース資産	×××	利益剰余金	×××
のれん	×××	自己株式	△ ×××
その他	×××	評価・換算差額等	×××
投資その他の資産	×××	その他有価証券評価差額金	×××
投資有価証券	×××	繰延ヘッジ損益	×××
繰延税金資産	×××	土地再評価差額金	×××
その他	×××	為替換算調整勘定	×××
貸倒引当金	△ ×××	新株予約権	×××
繰延資産	×××	少数株主持分	×××
社債発行費	×××	純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

(記載上の注意)

- (1) 新株式申込証拠金あるいは自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記する。
- (2) ファイナンス・リース取引の貸主側の場合には、リース債権、リース投資資産により表示する。
- (3) 「棚卸資産」として一括表示し、その内訳を示す科目及び金額を注記することも考えられる。
- (4) 資産除去債務については、1年以内に履行されると認められるものは、流動負債において資産除去債務により表示し、それ以外のものは、固定負債において資産除去債務により表示する。
- (5) 工事損失引当金の残高は、貸借対照表に流動負債として計上する。ただし、同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を棚卸資産または工事損失引当金として流動資産または流動負債に表示することができる。
- (6) 資産除去債務に係る規定は、平成22年4月1日前に開始する事業年度に係る計算関係書類については適用されない。ただし、早期適用は可能である（「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）附則第8条第1項）。
- (7) 純資産の部においては、「評価・換算差額等」または「その他の包括利益累計額」のいずれかの項目に区分する。
ただし、企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」が適用される会社については、「その他の包括利益累計額」として区分することが義務付けられることとなる（会社計算規則第3条）。

(記載上の注意)

- (1) 新株式申込証拠金あるいは自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記する。
- (2) ファイナンス・リース取引の貸主側の場合には、リース債権、リース投資資産により表示する。
- (3) 「棚卸資産」として一括表示し、その内訳を示す科目及び金額を注記することも考えられる。
- (4) 資産除去債務については、1年以内に履行されると認められるものは、流動負債において資産除去債務により表示し、それ以外のものは、固定負債において資産除去債務により表示する。
- (5) 工事損失引当金の残高は、貸借対照表に流動負債として計上する。ただし、同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を棚卸資産または工事損失引当金として流動資産または流動負債に表示することができる。
- (6) 資産除去債務に係る規定は、平成22年4月1日前に開始する事業年度に係る計算関係書類については適用されない。ただし、早期適用は可能である（「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）附則第8条第1項）。
- (7) 工事契約及び工事損失引当金に係る規定は、平成21年4月1日前に開始する事業年度に係る計算関係書類については適用されない。ただし、早期適用は可能である（「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）附則第8条第2項）。

第2 連結損益計算書

[記載例]

連結損益計算書

(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		×××
売上原価		×××
売上総利益		×××
販売費及び一般管理費		×××
営業利益		×××
営業外収益		
受取利息及び配当金	×××	
有価証券売却益	×××	
持分法による投資利益	×××	
その他	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	
有価証券売却損	×××	
その他	×××	×××
経常利益		×××
特別利益		
前期損益修正益	×××	
固定資産売却益	×××	
その他	×××	×××
特別損失		
前期損益修正損	×××	
固定資産売却損	×××	
減損損失	×××	
その他	×××	×××
税金等調整前当期純利益		×××
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
少数株主損益調整前当期純利益		×××
少数株主利益		×××
当期純利益		×××

第2 連結損益計算書

[記載例]

連結損益計算書

(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		×××
売上原価		×××
売上総利益		×××
販売費及び一般管理費		×××
営業利益		×××
営業外収益		
受取利息及び配当金	×××	
有価証券売却益	×××	
持分法による投資利益	×××	
その他	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	
有価証券売却損	×××	
その他	×××	×××
経常利益		×××
特別利益		
前期損益修正益	×××	
固定資産売却益	×××	
その他	×××	×××
特別損失		
前期損益修正損	×××	
固定資産売却損	×××	
減損損失	×××	
その他	×××	×××
税金等調整前当期純利益		×××
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
(新設)		(新設)
少数株主利益		×××
当期純利益		×××

(記載上の注意)

少数株主損益調整前当期純利益または少数株主損益調整前当期純損失の表示に係る規定は、平成 22 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に係る連結損益計算書については適用されない。ただし、早期適用は可能である。早期適用しない場合には、次のように記載する（「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成 21 年法務省令第 7 号）附則第 8 条第 1 項）。

[記載例]

連結損益計算書

(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
.....	×××	×××
税金等調整前当期純利益		×××
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
(削除)		(削除)
少数株主利益		×××
当期純利益		×××

(記載上の注意)

少数株主損益調整前当期純利益または少数株主損益調整前当期純損失の表示に係る規定を早期適用し、連結損益計算書に表示する場合には、次のように記載する（「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成 21 年法務省令第 7 号）附則第 8 条第 1 項）。

[記載例]

連結損益計算書

(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
.....	×××	×××
税金等調整前当期純利益		×××
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
少数株主損益調整前当期純利益		×××
少数株主利益		×××
当期純利益		×××

第3 連結株主資本等変動計算書

[記載例]

連結株主資本等変動計算書
(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)
(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	△×××	×××
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	×××	×××			×××
剰余金の配当			△×××		△×××
当期純利益			×××		×××
〇〇〇〇					×××
自己株式の処分				×××	×××
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					×××
連結会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	△×××	×××

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額								
新株の発行								×××
剰余金の配当								△×××
当期純利益								×××
〇〇〇〇								×××
自己株式の処分								×××
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

- (記載上の注意)
- 連結株主資本等変動計算書の表示区分は、連結貸借対照表の純資産の部における各項目との整合性に留意する。
 - 記載例は連結財務諸表規則に定める様式に準じているが、記載例中の「平成〇年〇月〇日残高」を「前期末残高」または「当期末残高」、「連結会計年度中の変動額」を「当期変動額」と記載することもできる。
 - 会社法上、連結株主資本等変動計算書の様式は規定されていないが、XBRL導入後の有価証券報告書に含まれる連結株主資本等変動計算書の様式に準じて、縦並び形式で作成することも考えられる。
 - 連結株主資本等変動計算書等においては、「評価・換算差額等」または「その他の包括利益累計額」のいずれかの項目に区分する。

第3 連結株主資本等変動計算書

[記載例]

連結株主資本等変動計算書
(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)
(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	△×××	×××
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	×××	×××			×××
剰余金の配当			△×××		△×××
当期純利益			×××		×××
〇〇〇〇					×××
自己株式の処分				×××	×××
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					×××
連結会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	△×××	×××

	評価・換算差額等					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額								
新株の発行								×××
剰余金の配当								△×××
当期純利益								×××
〇〇〇〇								×××
自己株式の処分								×××
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

- (記載上の注意)
- 連結株主資本等変動計算書の表示区分は、連結貸借対照表の純資産の部における各項目との整合性に留意する。
 - 記載例は連結財務諸表規則に定める様式に準じているが、記載例中の「平成〇年〇月〇日残高」を「前期末残高」または「当期末残高」、「連結会計年度中の変動額」を「当期変動額」と記載することもできる。
 - 会社法上、連結株主資本等変動計算書の様式は規定されていないが、XBRL導入後の有価証券報告書に含まれる連結株主資本等変動計算書の様式に準じて、縦並び形式で作成することも考えられる。(新設)

ただし、企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」が適用される会社については、「その他の包括利益累計額」として区分することが義務付けられることとなる(会社計算規則第 3 条)。

第 4 連結注記表

2-3-(1). 資産の評価基準及び評価方法

(削除)

2-3-(2). 固定資産の減価償却の方法

(記載上の注意)

- (1) 有形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられる。この場合には、以下のような記載を追加することが考えられる。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	〇年～〇年
機械装置及び運搬具	〇年～〇年

- (2) 無形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられる。この場合には、以下のような記載を追加することが考えられる。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	〇年～〇年
のれん	〇年～〇年

(削除)

- (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主側）について、リース取引開始日が企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引で、企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」第 79 項に基づいて、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用する場合には、その旨及び「リース取引に係る会計基準」で必要とされていた事項を注記するとされているので、以下の記載を追加することが考えられる。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

第 4 連結注記表

2-3-(1). 資産の評価基準及び評価方法

(記載上の注意)

企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されている（ただし、平成 20 年 3 月 31 日以前に開始する連結会計年度から適用することができる。）。決算期と適用時期の関係から、当該会計基準を適用しておらず、従来の会計処理方法を採用している場合には、以下のように記載することが考えられる。

通常の販売目的で保有する棚卸資産
製品、原材料、仕掛品……移動平均法による低価法
貯蔵品……最終仕入原価法

2-3-(2). 固定資産の減価償却の方法

(記載上の注意)

- (1) 有形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられる。この場合には、以下のような記載を追加することが考えられる。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	〇年～〇年
機械装置及び運搬具	〇年～〇年

- (2) 無形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられる。この場合には、以下のような記載を追加することが考えられる。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	〇年～〇年
のれん	〇年～〇年

- (3) 決算期と適用時期の関係から、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」を適用していない場合には、[記載例]の「③ リース資産」に関する記載を行わない。

- (4) 所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主側）について、リース取引開始日が企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引で、企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」第 79 項に基づいて、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用する場合には、その旨及び「リース取引に係る会計基準」で必要とされていた事項を注記するとされているので、以下の記載を追加することが考えられる。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

2-4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

(記載上の注意)

「連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項」は、会社計算規則から削除されている。

ただし、平成 22 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に係る連結計算書類のうち、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記については、連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項を含むものとする~~とされている~~（「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成 21 年法務省令第 7 号）附則第 8 条第 5 項）。

このため、決算期と適用時期の関係に留意し、「連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項」の記載の要否を判断する必要がある。

5. 金融商品に関する注記

(記載上の注意)

- (1) 連結注記表を作成する株式会社は、個別注記表における注記を要しない。
 - (2) 「金融商品に関する注記」は、重要性の乏しいものを除き、次の事項を記載することとされており、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」を参考にし、各社の実情に応じて、概括的に記載する。
 - ① 金融商品の状況に関する事項
 - ② 金融商品の時価等に関する事項
- (削除)

6. 賃貸等不動産に関する注記

(記載上の注意)

- (1) 連結注記表を作成する株式会社は、個別注記表における注記を要しない。
 - (2) 「賃貸等不動産に関する注記」は、重要性の乏しいものを除き、次の事項を記載することとされており、企業会計基準第 20 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 23 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」を参考にし、各社の実情に応じて、概括的に記載する。
 - ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - ② 賃貸等不動産の時価に関する事項
- (削除)

2-4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

(記載上の注意)

「連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項」は、会社計算規則から削除されている。
ただし、平成 22 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に係る連結計算書類のうち、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記については、連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項を含むものとする~~とされている~~（「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成 21 年法務省令第 7 号）附則第 8 条第 5 項）。

5. 金融商品に関する注記

(記載上の注意)

- (1) 連結注記表を作成する株式会社は、個別注記表における注記を要しない。
- (2) 「金融商品に関する注記」は、重要性の乏しいものを除き、次の事項を記載することとされており、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」を参考にし、各社の実情に応じて、概括的に記載する。
 - ① 金融商品の状況に関する事項
 - ② 金融商品の時価等に関する事項
- (3) 「金融商品に関する注記」は、平成 22 年 3 月 31 日前に終了する事業年度に係る計算関係書類については適用されない。ただし、早期適用は可能である（「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成 21 年法務省令第 7 号）附則第 8 条第 3 項）。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(記載上の注意)

- (1) 連結注記表を作成する株式会社は、個別注記表における注記を要しない。
- (2) 「賃貸等不動産に関する注記」は、重要性の乏しいものを除き、次の事項を記載することとされており、企業会計基準第 20 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 23 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」を参考にし、各社の実情に応じて、概括的に記載する。
 - ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - ② 賃貸等不動産の時価に関する事項
- (3) 「賃貸等不動産に関する注記」は、平成 22 年 3 月 31 日前に終了する事業年度に係る計算関係書類については適用されない。ただし、早期適用は可能である（「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成 21 年法務省令第 7 号）附則第 8 条第 3 項）。